

# 2月16日(木)から申告窓口開設 税の申告はお早めに

所得税や市・県民税などの申告時期です。自宅から郵送など早期に提出してください。なお、新型コロナウイルスの感染状況によって受付体制が変わる場合があります。最新情報は本市ホームページをご覧ください。



## 所得税と復興特別所得税の確定申告

前橋税務署  
☎027・224・4371

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設。入場には、当日配付か国税庁LINE公式アカウントで事前に取得した入場整理券が必要です。16時前でも受け付けを終了する場合があります。国税庁LINE公式アカウント



● **ふるさと納税ワンストップ特例の申請者は申告時に注意**  
寄附金控除に係る申告の特例(ふるさと納税ワンストップ特例)を申請した人が、医療費控除や住宅ローン控除などのために確定申告が必要となります。

● **公的年金等の受給者は申告不要**  
公的年金等の収入金額が400万円以下で、それ以外の各種所得の金額が20万円以下の場合には、確定申告の必要はありません。ただし、所得税の還付を受ける場合は申告が必要です。また、源泉徴収対象外の公的年金等を受給している人も申告が必要です。

● **特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要**  
令和4年分まで、確定申告書二表「住民税に関する事項」に記入欄があります。確定申告した上場株式などの配当等や譲渡所得が、市・県民税が特別徴収(天引き)

● **医療費控除の添付書類**  
医療費控除の適用を受ける人は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。医療費保険者から交付された医療費通知がある場合は、通知を添付して明細書を簡単に作成できます。医療費の領収書(医療費通知に係るものを除く)は自宅5年間保管してください。

● **確定申告はスマホからが便利!**  
用意するもの  
マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマホ  
確定申告書等作成コーナーへアクセス!  
※このほか、マイナンバーカードがない人は「ID・パスワード方式」でも、スマホから申告できます。

## 市・県民税の申告

市民税課  
☎027・898・6203

申告会場(下表のとおり)は大変混雑します。申告書はできる限り郵送や電子での提出をお願いします。会場の混雑状況によっては入場制限をかける場合があります。



## ● 申告が必要な人

1月1日現在、市内に居住し確定申告書を提出しない人で、次のいずれかに該当する人は市・県民税の申告が必要です。

- ① 営業や地代、家賃、配当、農業などの所得があった
- ② 給与収入が公的年金等収入のみの人で、所得控除の内容に変更や追加があった
- ③ 所得がなかったか、遺族年金や障害年金などの非課税所得のみだった。

## ● 申告に必要なもの

- ① 現在の氏名・住所が記載されたマイナンバーカードか通知カードなどマイナンバーの分かる物と運転免許証などの身元確認書類
  - ② 筆記用具、電卓
  - ③ 収入に関する書類(源泉徴収票、収支内訳書など)
  - ④ 控除に関する書類(控除証明書など)
  - ⑤ 医療費控除の明細書・医療費通知(医療費控除を受ける人のみ)。
- なお、収支内訳書や医療費控除の明細書などの添付書類は、事前に作成をお願いします。

## ● 市役所会場は予約ができます

市役所会場はインターネットから予約できます。予約者は優先的に案内が受けられます。予約には

メールアドレスが必要。電話での予約はできません。



会場	対象者の居住地区	日時
市役所	市内全地区	2月16日(木)~3月15日(水)の平日 (休日は2月19日(日)・26日(日)のみ開設) 9時~16時
大胡支所	大胡地区	2月10日(金)~20日(月)の平日 9時30分~15時30分
宮城支所	宮城地区	2月21日(火)~27日(月)の平日
粕川支所	粕川地区	2月28日(火)~3月6日(月)の平日
富士見支所	富士見地区	3月7日(火)~15日(水)の平日

### 税理士会の確定申告無料相談

給与所得者や年金受給者(譲渡所得がある人を除く)を対象に、確定申告無料相談を実施します。  
時 2月25日(土)9時30分~16時  
場 前橋商工会議所(日吉町一丁目)  
申 2月6日(月)~15日(水)に関東信越税理士会前橋支部  
☎027-234-6131へ

### 申告書作成はパソコン・スマホから

本市の申告書作成ページ(住民税額シミュレーションシステム)では、市民税・県民税の申告書の作成や、ふるさと納税の寄附額の目安の試算などもできます。